2　犯罪被害者等の情報を保護するための規定の整備

(一)　逮捕手続における個人特定事項の秘匿措置

次に掲げる者の個人特定事項（氏名及び住所その他の個人を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）について、当該個人特定事項の記載がない逮捕状の抄本その他の逮捕状に代わるものを被疑者に示す措置をとることができる場合等を定めることとした。（第二〇一条の二関係）

(1)　次に掲げる事件の被害者

イ　刑法第一七六条から第一七九条まで又は第一八一条の罪等に係る事件

ロ　イに掲げる事件のほか、犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者の個人特定事項が被疑者に知られることにより被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。）の名誉又は社会生活の平穏が著しく害されるなどのおそれがあると認められる事件

(2)　(1)に掲げる者のほか、個人特定事項が被疑者に知られることにより名誉又は社会生活の平穏が著しく害されるなどのおそれがあると認められる者

(二)　勾留手続における個人特定事項の秘匿措置

(1)　(一)(1)又は(2)に掲げる者の個人特定事項について、当該個人特定事項の記載がない勾留状の抄本その他の勾留状に代わるものを被疑者に示す措置をとることができる場合等を定めることとした。（第二〇七条の二等関係）

(2)　裁判官は、被疑者の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき等に該当すると認めるときは、被疑者又は弁護人の請求により、(1)の措置に係る個人特定事項の全部又は一部を被疑者に通知する旨の裁判をしなければならないこととした。（第二〇七条の三関係）

(三)　起訴状における個人特定事項の秘匿措置

(1)　起訴状に記載された(一)(1)又は(2)に掲げる者と同様の者の個人特定事項について、当該個人特定事項の記載がない起訴状の抄本その他の起訴状の謄本に代わるもの（以下この(1)において「起訴状抄本等」という。）を被告人に送達するとともに、弁護人に対し、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものを被告人に知らせてはならない旨の条件を付して起訴状の謄本を送達する措置又は起訴状抄本等を送達する措置をとることができる場合等を定めることとした。（第二七一条の二、第二七一条の三等関係）

(2)　裁判所は、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき等に該当すると認めるときは、被告人又は弁護人の請求により、(1)の措置に係る個人特定事項の全部又は一部を被告人に通知する旨の決定又は当該個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付して当該個人特定事項の全部又は一部を弁護人に通知する旨の決定をしなければならないこととした。（第二七一条の五関係）

二　刑法の一部改正関係

法令により拘禁された者が逃走したときは、三年以下の懲役に処することとし、法令により拘禁された者が拘禁場若しくは拘束のための器具を損壊し、暴行若しくは脅迫をし、又は二人以上通謀して、逃走したときは、三月以上五年以下の懲役に処することとした。（第九七条及び第九八条関係）

三　出入国管理及び難民認定法の一部改正関係

入国審査官は、一１㈣による出国の制限を受けている外国人及び日本人（いずれも一１㈣の許可を受けている者を除く。）について、出国の確認を留保することができることとし、一１㈣による出国の制限を受けている外国人に係る退去強制令書は、当該出国の制限を受けている間は、その執行を停止することとした。（第二五条の二第一項、第六〇条の二及び第六三条第三項関係）

四　附則

1　この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこととした。（附則第二条～第四〇条関係）

2　この法律の施行期日について定めることとした。

◇不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（法律第二九号）（消費者庁）

1　景品類及び表示に関する規制

(一)　措置命令

措置命令は、措置命令書の謄本を送達して行うものとすることとした。（第七条第三項関係）

(二)　課徴金

(1)　第八条第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、一定の要件の下で、課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握することができない期間における同項に定める売上額を、内閣府令で定める合理的な方法により推計して、課徴金の納付を命ずることができることとした。（第八条第四項関係）

(2)　事業者が、基準日から遡り一〇年以内に、課徴金納付命令を受けたことがあり、かつ、当該課徴金納付命令の日以後において課徴金対象行為をしていた者であるときにおける第八条第一項の規定の適用については、同項中「一〇〇分の三」とあるのは、「一〇〇分の四・五」とすることとした。（第八条第五項及び第六項関係）

(3)　事業者が所定の手続に沿って返金措置を実施した場合には課徴金を減額するものとする措置について、金銭の交付に加えて、当該返金措置の対象となる一般消費者が承諾した場合に、金銭以外の支払手段を交付することを可能とすることとした。（第一〇条第一項関係）

(4)　課徴金納付命令の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における弁明の機会の付与の通知について、一定の事項を内閣府令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該事項を消費者庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものを閲覧することができる状態に置く措置をとること等によって行うことができることとした。（第一五条第二項関係）

(三)　是正措置計画等の認定等

事業者が、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する疑いの理由となった行為及びその影響を是正するために必要な措置に関する計画を作成し、内閣総理大臣が、当該計画が一定の要件に適合すると認め、その認定をした場合には、第七条第一項及び第八条第一項の規定は、当該認定に係る疑いの理由となった行為については、適用しないこと等とした。（第二六条～第三三条関係）

2

(一)　適格消費者団体の差止請求等

適格消費者団体は、事業者が現にする表示が第三四条第一項第一号に規定する表示に該当すると疑うに足りる相当な理由があるときは、内閣府令で定めるところにより、当該事業者に対し、その理由を示して、当該事業者のする表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料を開示するよう要請することができることとした。（第三五条第一項関係）

(二)　事業者は、(一)の資料に営業秘密が含まれる場合等を除き、(一)の要請に応じるよう努めなければならないこととした。（第三五条第二項関係）

3　雑則

(一)　外国執行当局への情報提供に係る制度の創設

内閣総理大臣は、外国執行当局に対し、その職務の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができることとした。（第四一条関係）

(二)　送達に係る規定の見直し

送達に関して準用する民事訴訟法の規定として、同法第一〇七条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項を追加することとした。（第四二条及び第四三条関係）

(三)　公示送達

公示送達は、一定の事項を内閣府令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該事項を消費者庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものを閲覧することができる状態に置く措置をとること等により行うこととした。（第四四条関係）